

## 計画の基本的な考え方（第12次計画の概要）

### 第一 計画の性格

第12次千葉県交通安全計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）を根拠とし、国が策定する第12次交通安全基本計画に基づいて策定する法定計画です。

この計画は、都道府県の交通安全施策（陸上交通）の大綱となるもので、県、国の指定地方行政機関、市町村等から構成される「千葉県交通安全対策会議」で決定されます。

### 第二 計画策定の趣旨

県交通安全計画は、第1次計画が策定された昭和46年度から実施され、国が定める交通安全基本計画に基づき5年ごとに計画を改定しています。令和3年度を初年度とする第11次計画は令和7年度で計画期間が終了することから、令和8年度から始まる第12次計画を新たに策定するものです。

### 第三 計画の基本理念

人命尊重の理念のもとに、総合的かつ長期的な交通安全施策を実施し、交通事故のない、安全で安心して、いきいきと暮らせる「交通安全県ちば」の確立を目指します。

### 第四 計画期間

計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5か年間とします。

### 第五 計画策定のプロセス

この計画は、千葉県総合計画をはじめ、千葉県飲酒運転根絶計画や千葉県自転車活用推進計画などとの整合性を図るとともに、広く県民に浸透し、実効性のある計画とするため、千葉県交通安全対策推進委員会の各委員や交通政策に精通する専門家等からの様々な意見を集約し策定しています。

### 第六 計画の推進

計画施策を着実に推進するとともに、県の関係機関や、国の地方行政機関、市町村、交通関係団体等で組織する千葉県交通安全推進委員会を中心として、総合的、一体的な交通安全対策を推進します。

